

大阪商業大学学術情報リポジトリ

自己株式の会計

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2019-07-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 誠, YAMAMOTO, Makoto メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/791

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



自己株式の会計

山 本 誠

はじめに

1. 自己株式の取得
 2. 自己株式の処分
 3. 自己株式の消却
 4. 自己株式に係わる帳簿価額の算定と付随費用の取扱い
- むすび

はじめに

株式会社が自社の株式を取得したとき、これを自己株式という。自己株式は、自社株式、社内株式、あるいは米国などでは金庫株式 (treasury stock) ともいわれている。

自己株式の取得は、現在、わが国の法律では容認されている。しかし、そのことには、次に述べるような両刃の剣的な側面が見受けられる。

自己株式の取得が、これまで、わが国の法律では長い間、株式の消却など特別な場合を除いて原則的に禁止されてきたのは、(1)商法上の資本充実の原則、資本維持の原則に违背すること、(2)持分比率の意図的な変動を通じての経営者や大株主による企業経営への専断的な支配を回避すること、(3)株価操作の危険性を避けること、(4)頻繁な自己株式の取得や処分が株主の投資決定に悪影響を及ぼす可能性があること、などの理由からであった¹⁾。

現在では、自己株式の取得が法律上容認されているため、これらの諸点が生じる可能性は増大しているといえよう。しかし、反面、企業にとっては株価操作に合法的に関与しうる余地が拡大したため、自己株式の取得や処分を通じて自社の社外流通株式数を操作することにより、株価形成への関与度を深めることができるようになったのである。

この点は、ミクロ的に見れば、企業経営にとっては都合のよい状況が生じたわけである。しかし、このことがもたらす影響は、マクロ的に見れば、証券市場の民主化や透明化を阻害する状況をもたらすかもしれない。投資家にとって、株価は、投資を導くパイロット的役割を果たすことを考えれば、株価の操作性に対してはもっと厳しい目が向けられるべきである。

1) 拙著『レクチャー財務会計 (第2版)』中央経済社、2015年、165ページ。

なお、自己株式については、現在は、ここで述べたような危険性を緩和するために、株式議決権の行使や自社の配当の受領等は会社法で禁止されている (会社法第308条第2項、第453条)。

小稿では、自己株式の会計の概要を述べるとともに、そこに内在する会計上の問題点を提示したい。

1. 自己株式の取得

会社法によれば、自己株式の取得は、株主総会の決議により分配可能額の範囲内で行うことができる（会社法第461条²⁾）。しかし、この方法とは別に、取得条項付株式における条件達成による取得や譲渡制限株式を会社が買い取る場合など他の方法によっても、自己株式を取得することができる（企業会計基準委員会の企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」〈2015（平成27）年最終改正〉〔以下、基準とよぶ〕第33項³⁾）。

自己株式の取得の認識時点は、対価が金銭の場合は対価の支払日とし、対価が金銭以外の場合は対価の引渡日である（企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」〈2015（平成27）年最終改正〉〔以下、適用指針とよぶ〕第5項）。

自己株式の取得の対価が金銭以外の場合は、自己株式の取得原価の算定は次のように行う。

- (1) 企業集団内の企業から自己株式を取得する場合には、移転された資産及び負債の適正な帳簿価額（つまり、適正な純資産額）により行う（適用指針第2号第7項）。
- (2) 自社の他の種類の株式を交付して自己株式を取得する場合には、次の2つのケースがある（適用指針第2号第8項）。
 - (a) 交付する他の種類の株式が新株発行によるときは、自己株式の取得原価はゼロとする。
 - つまり、このケースでは、自己株式を他の種類の新株に交換しただけであり、払込資本の増加は見られないため、自己株式の取得原価はゼロとするのである。
 - (b) 交付する他の種類の株式が自己株式であって、その株式と引き換えに自己株式を取得するときは、自己株式の取得原価は、処分した自己株式の帳簿価額とする。

2) この場合、株主総会の決議により、以下の事項を定めて自己株式の取得を行う（企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」〈2015（平成27）年最終改正〉〔以下、基準とよぶ〕第29項）。

なお、これらの事項は、次の注3)に列挙している各方法の場合にも適用される。

1. 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
 2. 株式を取得するのと引き換えに交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。）の内容及びその総額
 3. 株式を取得することができる期間（ただし、1年を超えることができない。）
- 3) 基準は、このような方法として次のような場合をあげている（基準第33項）。
1. 取得条項付株式において条件の達成により取得する場合
 2. 譲渡制限株式の譲渡を承認せずに会社が買い取る場合
 3. 取得請求権付株式の取得請求に応じる場合
 4. 全部取得条項付種類株式を総会決議にもとづき取得する場合
 5. 譲渡制限株式の相続人等に売渡請求した場合
 6. 単元未満株式の買取請求に応じる場合
 7. 他の会社の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該会社の株式を取得する場合
 8. 合併後消滅する会社から当該会社の株式を承継する場合
 9. 吸収分割をする会社から当該会社の株式を承継する場合

つまり、(a)、(b)いずれの場合にも、企業の株主資本額には変化は見られず、自己株式処分差額は発生しないことになる。

(3) 上記(1)、(2)以外の場合

自己株式の取得原価の算定は、取得した自己株式の時価と、対価として引き渡した金銭以外の財の時価とを比較して、測定上の信頼性が高い方の時価により行う（適用指針第2号第9項）。

ただし、対価として引き渡した財の時価を算定することが困難な場合には、自己株式の取得原価は、取得した自己株式の時価により行うことになる。逆に、取得した自己株式の時価が算定困難な場合には、対価として引き渡した財の時価が自己株式の取得原価の算定基礎となる（適用指針第2号第9項）。

また、取得した自己株式及び対価として引き渡した財の双方の時価が算定困難な場合には、引き渡した財の帳簿価額が自己株式の取得原価の算定基礎となる（適用指針第2号第9項）。

(3)の場合の会計処理を整理すれば、次のようになる。

〔設 例〕

取得した自己株式の時価：700万円

対価として引き渡した財の時価：550万円

対価として引き渡した財の帳簿価額：600万円

① 取得した自己株式の時価を算定基礎とする場合

(自 己 株 式) 7 0 0

(引き渡した財) 6 0 0

(引き渡した財の処分差益) 1 0 0

② 対価として引き渡した財の時価を算定基礎とする場合

(自 己 株 式) 5 5 0

(引き渡した財) 6 0 0

(引き渡した財の処分差損) 5 0

上記の処分差損益（または、売却差損益）は、対価として引き渡した財の種類等に応じた表示区分の損益として計上する（適用指針第2号第9項）。

自己株式の会計処理は、かつては、資産処理法が採用されていた。その主な理由は、自己株式の取得は商法により原則的に禁止されていたためである。つまり、自己株式の取得は、減資を除いては合併などきわめて例外的な場合に限定されていたため、自己株式の取得は他社株式の取得と同質的なものと捉えられてきたからである。換言すれば、自己株式の取得は稀で例外的な事態であるため、資本充実の観点から、あえて資本勘定を変動させる必要はな

いと考えられてきたのである。

このように自己株式の取得を資産と考える見解では、自己株式の取得は、取得の事実のみでは株式の失効を伴うものではなく、他社株式の取得と同様に換金性のある有価証券の取得なので、それを売却処分して生じた売却差損益は有価証券売却差損益のような営業外収益か、もしくは営業外費用として処理すべきものということになる。

しかし、現在では、自己株式の取得は上述したように原則的に容認されている。このため、自己株式の取得が日常的に生じうるので、2002（平成14）年の改正商法では、自己株式の会計処理を資本金からの控除処理法に改めた。つまり、取得した自己株式で会計期末に保有するものについては、資本の部の末尾に自己株式として一括控除する形で表示するのである（旧商法施行規則第91条）。会社法においても、この表示様式は踏襲されていて、純資産の部の株主資本の箇所に自己株式として一括控除する形で表示する（会社計算規則第76条）。基準も、資本控除法を採用している（基準第7項、第8項）。

国際会計基準（International Accounting Standards : IAS）においても、自己株式取得のための支出は金融資産とは見なさず、資本勘定からの控除項目とする資本控除法を採用している（IAS 第32号〔1998年改訂〕第16項）。

また、1997年に設置された国際会計基準書の解釈指針委員会（Standard Interpretation Committee : SIC）でも、資本控除法を採用し、自己株式の取得を資本変動の一環と解釈している（SIC 第16号第4項）。したがって、以下で述べる自己株式の処分（譲渡、売却）においても、そのことから生じる差額については損益として認識せず、資本変動の枠内で処理すべきこととしている（SIC 第16号第5項）。

資本控除法においては、(a)自己株式の取得原価でもって株主資本総額から一括的に控除する方式と、(b)自己株式の取得原価を株主資本の各構成項目に配分して直接減額する方式などがある。

基準は(a)の方式を採用していて、その理由について次のように述べている（基準第32項）。

「後者の方法〔(b)の方法－筆者加筆〕は、自己株式の取得を自己株式の消却に類似する行為とする考えに基づくと思われるが、自己株式を取得したのみでは発行済株式総数が減少するわけではなく、取得後の処分もあり得る点に着目し、自己株式の保有は処分又は消却までの暫定的な状態であると考え、取得原価で一括して純資産の部の株主資本全体の控除項目とする方法が適切であると考えた。」

会社法や基準におけるこのような表示様式の採用は、次のように解釈することができよう。

つまり、自己株式勘定を資本金に対する相殺的（控除的）評価勘定と考えるのである。

自己株式の取得は、自社が発行した株式を証券市場を通じて回収することであり、それは実質的には資本金を減少させる行為、すなわち減資の一形態に他ならない。したがって、本来は、資本金の減少として処理すべきものであるが、自己株式の場合は、通常は短期間のうちに再び市場に戻ることが想定されているため、資本金を直接に減少させるという処理を行わずに、資本金に対する相殺的评价勘定として一時的に据え置き処理しておくのである。したがって、自己株式を再売却したときに生じる自己株式処分差益は、自己株式を取得した株主が会社に払い込んだ株式払込剰余金と同等の性格を持つものと考えて資本剰余金とし

表 1 自己株式の株主資本等変動計算書における表示方法

[記載例]						
連結株主資本等変動計算書						
(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)						
(単位：百万円)						
	株 主 資 本			自 己 株 式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△××	×	×
会計方針の変更による累積的影響額			×××			×
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	△××	×	×
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	×××	×××				×
剰余金の配当			△××			△
親会社株主に帰属する当期純利益			×××			×
〇〇〇〇〇						×
自己株式の処分				×××		×
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××		×
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△××	×	×

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×
会計方針の変更による累積的影響額						
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する当期純利益						
〇〇〇〇〇						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	×××	×××	×××	×××	×××	×
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×

	新 株 予 約 権	非支配株主分	純 資 産 計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額			×
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			×
剰余金の配当			△
親会社株主に帰属する当期純利益			×
〇〇〇〇〇			×
自己株式の処分			×
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△	×	×
連結会計年度中の変動額合計	△	×	×
平成〇年〇月〇日残高	×	×	×

〔会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版：2016（平成28）年3月9日付公表）より抜粋《一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会》〕

て処理することになる。また、自己株式処分差損が生じた場合には、資本剰余金の減少として処理するのである。

また、貸借対照表日に保有する自己株式の帳簿価額または株式数について重要性があると判断され、かつ連結株主資本等変動計算書または個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類および株式数に関する事項を記載するときには、それらの自己株式の帳簿価額、種類および株式数を当該事項に併せて注記する（基準第22項、第64項）。自己株式の株主

資本等変動計算書における記載例を示せば、表1のようになる。

自己株式を資本金からの控除項目として処理すると、自己株式を取得した場合には、計算上、資本金がその分減少し、会社の配当率は上昇する。

さらに、発行済株式が社外流通株式と自己株式から構成されることを考えれば、自己株式の取得はその分社外流通株式の減少をもたらす、1株当たり利益（EPS：Earnings per Share）や株主資本利益率（ROE：Return on Equity）の数値を上昇させる。その結果、株価収益率（PER：Price Earnings Ratio）は下落する。つまり、外形的には、株式価値の上昇をもたらすのである。しかし、それがそのまま株価に反映するかどうかは、企業の成長トレンドとか投機筋の動き、景気の動向、為替相場の動向など多くの要因に影響されると考えるのが一般的な見解である。ただし、場合によっては、株式価値の上昇は、より高い株価形成への期待感を醸成し、株への需要を高めて株価の上昇を後押しすることになるかもしれない。

また、自己株式の取得による社外流通株式の減少は、会社の配当負担の軽減にもつながる。

このように、株主資本の変動は、いくつかの金融証券指標の変化をもたらす、それが株価形成に影響を及ぼすかもしれない。このことを、株式市場の活性化と捉えるか、あるいは株価の不安定化と捉えるかは、市場サイド、企業サイド、あるいは金融政策サイドのいずれに立脚するかによって見方が異なってくるであろう。

しかし、会計処理方法のいかんによって、株式市場や金融市場への変化がもたらさるという点に、われわれは留意しなければならない。

2. 自己株式の処分

自己株式の処分（譲渡、売却）については、次のような形態が認められている。

(1) 新株発行手続を準用した処分形態

自己株式の処分は、新株発行と内容的には同質のものと考えて、資本金の増加とみなす。

その際に生じる自己株式の処分価額と帳簿価額との差額（自己株式処分差額）は、処分価額が帳簿価額を上回るとき、つまりその差額が正值（プラス値）の場合には、基準では自己株式処分差益として「その他資本剰余金」に計上する（基準第9項）。つまり、自己株式処分差益は、自己株式を取得した株主が会社に払込んだ株式払込剰余金に相当すると考えて資本剰余金として処理するのである。

この場合、資本剰余金の区分として、資本準備金として処理するのか、それともその他資本剰余金として処理するのかという問題が生じる。

資本準備金は、会社法上、資本維持の観点から分配可能額からの控除項目とされているが、その他資本剰余金は控除項目とされていない。

基準は、自己株式処分差益はその他資本剰余金として処理することとし、その理由を分配可能額からの控除項目でないから適切であるとしている（基準第38項）。つまり、基準は、その処理の論拠を、自己株式処分差益は会社法でその他資本剰余金として取り扱われ、分配可能額に算入される点に求めているのである。

図 1 自己株式処分差額の会計処理

自己株式処分差額 (処分価額 - 帳簿価額)	プラス値の場合 → 自己株式処分差益
	マイナス値の場合 → 自己株式処分差損

逆に、その差額が負値（マイナス値）の場合には、自己株式処分差損としてその他資本剰余金からの控除項目として表示する。そして、その他資本剰余金から控除しきれないときには、控除できなかった残余額をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から控除する（基準第10項、第12項）。

(2) 代用自己株式の使用による処分形態

基準によれば、代用自己株式とは、吸収合併、株式交換および吸収分割に際して、合併会社、完全親会社となる会社または承継会社が新株を発行する代わりに自己株式を交付するときにその株式のことをいう。つまり、吸収合併、株式交換および吸収分割に際して引き継がれた純資産額のうち代用自己株式相当分を自己株式の処分価額とし、その額から自己株式の帳簿価額を差し引いた差額が自己株式処分差額となる。そして、その差額が正值（プラス値）の場合に自己株式処分差益、負値（マイナス値）の場合に自己株式処分差損となる。

なお、自己株式の処分価額となる代用自己株式相当分の額は、次のように算定される。

$$\text{代用自己株式相当分の処分価額} = \text{引き継がれる純資産額} \times \frac{\text{代用自己株式の株式数}}{\text{交付される株式総数}}$$

（例 1）

合併により結合会社（存続会社）が承継した資産総額は¥500,000,000、負債総額は¥230,000,000であった。結合会社が被結合会社の株主に交付した株式総数は5,000株、そのうち代用自己株式の株式数は1,000株である。代用自己株式の1株当たりの帳簿価額は¥47,000であった。

(資	産)	500,000,000	(負	債)	230,000,000		
			(自	己	株	式)	47,000,000
			(自己株式処分差益)				7,000,000
			(資	本	金)		216,000,000

$$\text{※ 交付株式 1 株当たりの金額} = \frac{(\text{¥}500,000,000 - \text{¥}230,000,000)}{5,000(\text{株})} = \text{¥}54,000$$

$$\begin{aligned}
& ※ \text{代用自己株式相当分の処分価額} = (\text{¥}500,000,000 - \text{¥}230,000,000) \times \frac{1,000(\text{株})}{5,000(\text{株})} = \text{¥}54,000,000 \\
& ※ \text{代用自己株式の帳簿価額} = \text{¥}47,000 \times 1,000 \text{株} = \text{¥}47,000,000 \\
& ※ \text{自己株式処分差益額} = \text{¥}54,000,000 - \text{¥}47,000,000 = \text{¥}7,000,000 \\
& ※ \text{資本金額} = \text{¥}54,000 \times 4,000 \text{株} = \text{¥}216,000,000
\end{aligned}$$

(3) 新株予約権行使に伴う自己株式の交付による処分形態

新株予約権の行使に伴って自己株式を新株予約権者に交付するときは、交付した自己株式の引渡価額と帳簿価額との差額が自己株式処分差額となる。なお、交付した自己株式の引渡価額は、新株予約権行使の際に払い込まれた金額と新株予約権の発行価額の合計額である。

(例2)

新株予約権の行使に伴い、新株予約権者に自己株式(帳簿価額¥12,000,000)を交付した。その際、自己株式の交付に伴って現金で払い込まれた金額は¥12,960,000である。また、当該新株予約権の発行価額は¥600,000であった。

(現金)	12,960,000	(自己株式)	12,000,000
(新株予約権)	600,000	(自己株式処分差益)	1,560,000

$$※ \text{自己株式の引渡価額} = \text{¥}12,960,000 + \text{¥}600,000 = \text{¥}13,560,000$$

$$※ \text{自己株式の帳簿価額} = \text{¥}12,000,000$$

$$※ \text{自己株式処分差益額} = \text{¥}13,560,000 - \text{¥}12,000,000 = \text{¥}1,560,000$$

自己株式処分差益は、従来の資産処理法のもとでの自己株式売却益に相当する。つまり、資産処理法のもとでは、自己株式の売買を通常の有価証券の売買と同様に考えて、自己株式売却益を有価証券売却益と同等のものとして会計処理してきた。

ところが、この自己株式売却益については、会計理論上は、これまでも通常の有価証券売却益とは区別して資本剰余金として処理すべきとするのが一般的な見解であった。『商法と企業会計原則との調整に関する意見書』(同意見書第12の5の(1))および『税法と企業会計原則との調整に関する意見書』(同意見書各論第2の5)も、資本剰余金としての処理を勧告してきた。

しかし、自己株式売却益や有価証券売却益は、旧商法上、配当可能利益と見なされてきたように、会社法においても自己株式処分差益については分配可能額とされている。また、法人税法でも、自己株式処分差益は課税所得とみなされ、益金に算入される。これは、基準が勧告している資本剰余金処理法とは異なる処理である。

また、従来の資産処理法のもとでの自己株式売却損については、その会計処理は、『税法と企業会計原則との調整に関する意見書』によれば、(1)利益剰余金に課すべきとする説、(2)まず資本剰余金に課し、資本剰余金により吸収しえない不足額を利益剰余金に課すべきとす

る説、(3)資本剰余金に課すべきとする説の3説がとり上げられ、(2)の見解が通説であって、会計原則上もっとも妥当な会計処理である旨が述べられている（同意見書各論第2の5）。この考えは、自己株式処分差損についても妥当し、上述したように、現行の基準のもとでも上記(2)の見解と同様な会計処理が適用されている。

自己株式の処分額は、貸借対照表（連結貸借対照表を含む）の純資産の部に掲記されている自己株式額の減少として処理される。なお、新株発行手続に準じる自己株式の処分の認識時点は、受領する対価の払込日である（会社法第209条、基準適用指針第2号第5項）。ただし、払込日までに申し込みの証拠金として受領した金員等については、純資産の部において「自己株式」科目の次に、「自己株式申込証拠金」の科目名で掲記する（基準適用指針第2号第6項）。

自己株式の処分額は、株主資本等変動計算書（連結株主資本等変動計算書を含む）の株主資本の部に表示される。

3. 自己株式の消却

自己株式の消却は、消却すべき株式の種類とその数を定めて、取締役会の決議により行わなければならない（会社法第178条）。

自己株式の消却によって発行済株式数や社外流通株式数は減少し、1株当たり利益（EPS）や株主資本利益率（ROE）はその時点では上昇する。また、自己株式の消却は、会社の配当負担の軽減にもつながる。

しかし、これらのことは、一時的もしくは短期的な現象にすぎない。自己株式を消却しても、会社の授權株式総数には変化がないために、消却によって減少した分だけ会社の未発行株式総数を増加させることになる⁴⁾。

したがって、会社が成長・拡大し、未発行株式を発行することになれば、一時的、短期的に上昇した1株当たり利益や株主資本利益率は中長期的には平準化することになるかもしれない。このことは、会社の配当負担の平準化ということにも当てはまるであろう。

自己株式の消却は、企業会計基準によれば、資本金以外にその他資本剰余金やその他利益剰余金（繰越利益剰余金）によっても行うことができる。この場合、どの項目で行ったかの消却明細を表示しなければならない。

（例3）

保有する自己株式（帳簿価額¥7,000,000）を消却処分し、消却額は資本金勘定で処理した。

（資 本 金）7,000,000 （自 己 株 式）7,000,000

（例4）

保有する自己株式（帳簿価額¥3,500,000）を当期の利益により消却した。

（繰越利益剰余金）3,500,000 （自 己 株 式）3,500,000

4) Wikipedia(<http://ja.wikipedia.org/wiki/自己株式>) 2013.2.20.

株式の取得目的ごとに譲渡時の帳簿価額の算定を行っていたが、改正を機に取得目的を明示することなく取得し保有することが可能になったため、取得目的ごとに譲渡時の帳簿価額の算定を行うことは適切ではなくなったためであると述べている（基準第48項）。

つまり、2001（平成13）年の商法改正前の措置は、自己株式の取得が原則的に禁止されていたときの影響が色濃く投影していて、自己株式の取得をできるだけ公的に規制していこうとする意図が見てとれるのである。

他方、産業界の意識としては、自己株式の取得は、他社株式の取得と同様に財務活動の一環にすぎないわけであるから、このような規制的措施は財務活動への阻害要因と見なされるのである。

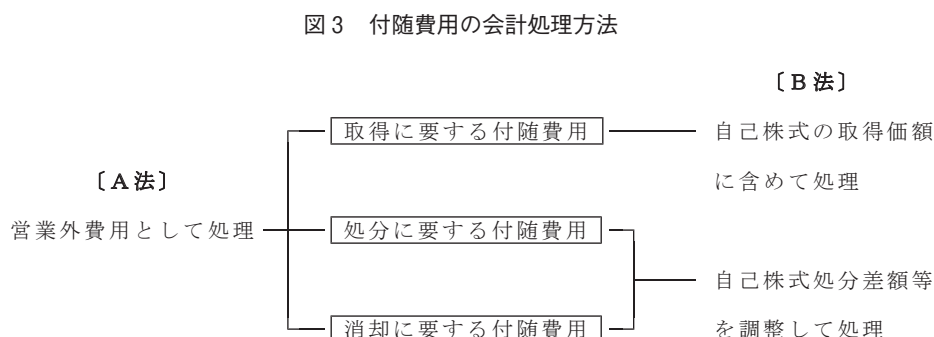
このような状況もあって、商法は、徐々に自己株式の取得および保有への規制を緩和していき、自己株式の取得および保有の実質的自由化を進めていったのである。

このような動向を踏まえ、基準は、帳簿価額の算定は株式の種類ごとに行うというパッケージ方式を導入し、またその価額計算も選択的計算方法によることにしたのである。

以上述べてきた自己株式の取得、処分および消却に要する付随費用については、原則的には営業外費用として処理する（基準第14項）。これらの付随費用としては、仲介機関に支払う取扱手数料、自己株式の処分のための募集手続に要する費用、自己株式の消却に要する費用などがある。

これまで、自己株式の処分にかかわる費用については、増資に伴う新株発行とは内容が異なるとして、繰延資産処理は容認されなかった。しかし、会社法や金融商品取引法では、自己株式の処分のための募集手続と新株発行のための募集手続は実質的には同内容であるとして、自己株式の処分費用と新株発行費とを統合して株式交付費として処理することを認めている。また、この株式交付費については、費用処理、繰延資産処理もしくは資本からの控除処理のいずれの方法も選択的処理として認められている。ただし、資本からの控除処理については、会社計算規則附則第11条により当分の間は控除処理額をゼロとするということで、処理が凍結扱いとなっている。なお、株式交付費を繰延資産処理した場合、その償却額は直接法で記帳し、株式交付費償却勘定において営業外費用として処理される。

付随費用の会計処理については、次のような考え方があ



〔B 法〕

上述したように、基準はA法を採用している。

これに対し、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) はB法を採用している。

両方法の考え方は、付随費用を自己株式に関わる諸手続を円滑に遂行するための取引コストにすぎないとするのか、それとも付随費用を自己株式と一体的なものとするのかの違いである。

このことを、基準は、A法は付随費用を財務費用と考えて損益取引項目とする方法、他方、B法は付随費用を資本取引項目とする方法であるとのべている (基準第51項、第52項)。

他社株式や他社社債などの有価証券を購入したときには、金融機関に支払う取扱手数料などの付随費用は有価証券の取得価額に算入して会計処理する。したがって、自己株式を取得したときも同様に考えて、その取得に要する付随費用は自己株式の取得価額に算入して処理するというのが整合性をもつ会計処理方法である。

また、他社の有価証券を売却処分するときに生じた取扱手数料などの付随費用は有価証券売却損益と調整処理されることから考えて、自己株式の処分に要する付随費用も自己株式処分差額等と調整処理するというのが整合性をもつ会計処理方法である。この意味で、国際財務報告基準が採用するB法は、一定の論理性を有する会計処理方法であるといえよう。

しかし、わが国では、上述したように自己株式の募集費用は新株の発行費用と合わせて株式交付費として繰延資産処理することが会計法規によって認められている (財務諸表等規則第36条、財務諸表等規則ガイドライン36)。そして、繰延資産処理した株式交付費の償却額は営業外費用として処理することになっている。また、株式交付費の資本からの控除処理は会社計算規則附則第11条により凍結扱いとなっている。

これらのことを考慮すると、自己株式の処分に要する付随費用は営業外費用として処理することが、わが国の会計法規との関連からみて会計実務上、首尾一貫性をもつことになる。

また、自己株式の取得も自己株式の処分に先行する関連ステップと考えて、取得に要する付随費用を処分に要する付随費用と同質的なものとして処理することは、会計実務上の首尾一貫性に沿うことになるであろう。

基準は、A法の処理方法を採用する理由を次のように漠然と述べているにすぎないが、基準の考え方の基底には上述したような見方があるのではなかろうか。

「本会計基準では、新株発行費用を株主資本から減額していない処理との整合性から、自己株式の取得、処分及び消却時の付随費用は、損益計算書で認識することとし、営業外費用に計上することとした。」 (基準第53項)

むすび

自己株式の消却は、その株式の発行会社に対する財産分与請求権などの財産権の消滅をもたらす。言い換えれば、株主に対する発行会社側の財産支払義務の消滅をもたらす。

他方、自己株式の取得は、株式を手放した外部株主への財産支払義務を取得時に消滅させる。しかし、自己株式の取得は、形式的には、株式発行会社が自社に対する財産分与請求権

などの財産権を保有すると同時に、自己株式の持分部分について株式発行会社自身に対して財産支払義務を負うという複合的な関係をもたらすことになる。

このような関係からすれば、自己株式を取得したときには、資産処理法が、株式発行会社自体に対する財産分与請求権という一種の債権的権利をよりの確に表示する処理方法と考えられる。

しかし、現行の会計法規における自己株式取得時の処理方法は、純資産の部において控除表示する方法を採用している。

このことの意味は、現行の会計法規が、自己株式の取得や処分を単なる交換取引ではなく資本取引と考えていることの表れである。つまり、自己株式取引を純資産の範疇に囲い込むことによって、自己株式取引から生じる差損益を交換取引に付随する損益取引としてではなく、資本取引の派生的なものであると示唆しているのである。

以上のことは、次のように言い換えることができるであろう。

資産処理法は、自己株式を保有することによる会社財産への分与請求権などの経済的権利に着目した見解である。つまり、自己株式の取得によりそのような経済的権利を保有したとして、それを資産として処理するのである。

これに対し、自己株式を純資産へのマイナス項目と見る現行会計法規上の処理方法は、株主に対する自己株式の財産支払義務に着目した見解である。つまり、自己株式の取得により外部株主に対して財産支払義務が消失したとして、それを純資産から控除処理するのである。

このように、資産処理法や純資産からの控除処理法は、自己株式の持つ二つの局面のうちいずれか一方の局面に焦点を当てた処理方法である。その意味で、これらの方法は、いずれも理論的バランスを欠いているといえよう。

もちろん、二つの局面を同時処理する方法はないのであるから、いずれかの局面に重きをおく処理方法を選択する以外に選択肢はない。

ただ、二つの局面の同時処理にできるだけ近接する方法として、次のような処理方法が考えられる。

つまり、自己株式を取得したときは、それを資産処理する。そして、決算時に貸借対照表の注記表において、資産計上されている自己株式額を純資産からの控除項目として注記表示するのである。この方法は、資産処理法の変形であるが、このような方法によって純資産の実質額を同時並行的に示すことができるのである。

ここで一つの特異なケースを考えてみよう。

いま、株主から、株式発行会社が自社の株式を贈与されたとする。そして、その株式は、再売却のため保有することにしたと仮定する。

この場合、株式贈与から生じる贈与益は一般常識的には利益である。しかし、会計学的には、それはどのように考えられるのであろうか。

もし、その株式が他社株式の場合には、無償取得資産ということで、その処理は、利益とみなす見解と資本剰余金とみなす見解に分岐するであろう。しかし、現行の会計法規では、自己株式は資産ではなく純資産の控除項目として取り扱われている。したがって、贈与された自己株式は無償取得資産という扱いにはならない。もし、それを無償減資（この場合には、

株式が消却される)に似通ったものと考えれば、贈与益は、資本金及び資本準備金減少差益という資本剰余金として処理される。しかし、贈与された自己株式は再売却用に保有されるのであるから、株式が消却される減資と同列に考えるべきではない。

したがって、このケースでは、無償取得資産とも減資とも考えることができないとすれば、どのように扱えばよいのであろうか。

一つの考え方は、自己株式の贈与取得によって外部株主に対する自己株式の財産支払義務が消失したとして、債務免除益と同等なものみなして資本剰余金として処理するのである。

もう一つの考え方は、自己株式の贈与取得によって外部株主に対する自己株式の財産支払義務が消失したとして、臨時的利益の発生を認めて利益処理するのである。

さらに別の考え方としては、適用指針が述べているように、無償取得した自己株式を数のみの増加として処理する方法がある(適用指針第2号第14項)。しかし、この方法は、単なる注記表示を指示したものであって、中身のある具体的な会計処理方法ではない。

このように、いくつかの処理方法が想定されるが、これといった確実な方法は思いつかない。⁵⁾

上掲のケースに見られるように、自己株式を純資産の範疇に囲い込む現行の処理方法には、会計上の根深い問題が伏在しているのである。

〔参考文献〕

- (1) 企業会計基準第1号『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準〔平成18年8月11日改正〕』企業会計基準委員会、2006年。
- (2) 企業会計基準第1号『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準〔平成27年3月26日最終改正〕』企業会計基準委員会、2015年。
- (3) 企業会計基準適用指針第2号『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針〔平成27年3月26日最終改正〕』企業会計基準委員会、2015年。
- (4) 石川和正稿「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準及び適用指針」、財務会計基準機構(監修)、企業会計基準委員会(編)『企業会計基準完全詳解(改訂増補版)』(所収)、税務経理協会、2009年。
- (5) 清水秀徳稿「自己株式の無償・低廉取得に係る法人税の課税関係」『税大論叢』(第66号)、2010年。
- (6) 山本誠著『レクチャー財務会計(第2版)』中央経済社、2015年。

5) 現行法人税法上の自己株式の処理は、会計法規上の処理と同様、純資産からの控除処理法である(法人税法第2条第21号、法人税法施行令第8条第1項第17号・第18号)。これは、2006(平成18)年の法人税法の改正により、従来の資産処理法を廃止して、本処理法に移行したことによる。

その結果、現行法人税法上も、贈与された自己株式の税法上の扱いについては、その額を益金処理すべきなのか、それとも課税関係は生じないものとして処理すべきなのか等については、明確な見解がないのが実情である。

この議論については、次の文献を参照されたい。

清水秀徳稿「自己株式の無償・低廉取得に係る法人税の課税関係」『税大論叢』(第66号)、2010年。

- (7) Wikipedia (<http://ja.wikipedia.org/wiki/自己株式>) 2013.2.20.
- (8) International Accounting Standards No.32, “*Financial Instruments: Presentation, revised*”, International Accounting Standards Board, 1998.
- (9) Standard Interpretation Committee No.16, “*Share Capital–Reacquired Own Equity Instruments (Treasury Shares)*”, Standard Interpretation Committee, 1998.